

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港 漁場 整備 課	1 水産物供給基盤機能 保全事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第2-1-(2)に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	100分の50以内 (国庫補助100分の50を含む)	100分の80以内 (国庫補助100分の80を含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告]	[中間報告]
					係留施設		100分の60以内 (国庫補助100分の60を含む)				6月30日	7月20日
					輸送施設 (道路及び橋に限る)又は公共施設用地(護岸・人工地盤及び用地舗装に限る)		100分の55以内 (国庫補助100分の55を含む)				9月30日	10月20日
										12月31日	1月20日	
					増殖場 養殖場	100分の50以上 (国庫補助100分の50を含む)	同 左				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限	
漁港 漁場 整備 課	2 水産生産 基盤整備事 業	水産物供給基盤整備事業等実 施要領（平成13年3月30日12 水港第4457号農林水産事務次官 依命通知）第2-2-(2)に規 定する事業の実施に要する経費	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	市町	漁 港 施 設	外郭・水域 施設	100分の50以内 (国庫補助100分 の50を含む)	100分の80以内 (国庫補助100分 の80を含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲 げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあつては、工種）の 新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあつては工 種）ごとの経費の額の増加を伴うもの でその増加額が当該経費の額の100分 の30に相当する金額（当該経費の額 の100分の30に相当する金額が400 万円以下の場合にあつては、400万円） 又は2,000万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもの のいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更する もの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基 本設計条件又は基本型式の変更に伴 うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、 その変更により工種ごとに当該工事 に要する経費の額が増加し、又は当該 工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業 内容の変更により、事業費又は補助 金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日
						係留施設		100分の60以内 (国庫補助100分 の60を含む)				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から20日 を経過した 日又は3月 31日のい ずれか早い日
						輸送施設 又は公共 施設用地		100分の55以内 (国庫補助100分 の55を含む)					
					漁 場 施 設	魚礁施設・ 養殖場 (特定以外 の事業)	60分の50以上 (国庫補助60分 の30を含む)	同 左					
		増殖場 (特定以外 の事業)	100分の60以上 (国庫補助100分 の50を含む)	同 左									
		保全 (公害防 止・環境保 全)	100分の50以上 (国庫補助100分 の50を含む)	同 左									

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	3 漁村再生 交付金事業	農山漁村地域整備交付金交付要領（平成22年4月1日21水港第2724号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	—	100分の50以内 (国庫補助100分の50を含む)	100分の60以内 (国庫補助100分の60を含む)	事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月20日 [実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定 前着手承認の適用 除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港 漁場 整備 課	4 漁港漁場 施設災害関 連事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法（昭和26年法律第9 7号）第3条の規定に基づき、国 がその事業費の一部を負担する 公共土木施設災害復旧事業費国 庫負担施行令（昭和26年政令第 107号）第1条第9号の、漁港又 は漁港区域内における同条第2 号の海岸の災害復旧事業に関連 する事業であって、農林水産大 臣が認めた事業、又は農林水産 業施設災害復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する法律（昭和 25年法律第169号）第3条の規 定に基づく災害関連事業であっ て、農林水産大臣が認めた事業、 又は水産関係施設災害復旧事業 査定設計委託費等補助金交付要 綱（平成7年2月24日付け7水 港第567号農林水産事務次官依 命通知）第2条から第4条の規 定に基づく事業、又はこの他、特 に農林水産大臣が認めた漁港関 係災害関連事業	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	市町	—	別に国が定める 率 （国庫補助の み）	同 左	漁港関係公共土木施設災害復旧事業事 務要領（昭和40年水港第4176号）第9 条第2項（5）に該当するもの 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助 の暫定措置に関する法律施行規則（昭 和25年8月9日農林省令第94号）第 2条の規定に該当するもの	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から20日 を経過した 日又は3月 31日のいづ れか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
漁 港 漁 場 整 備 課	5 水産基盤整備交付金事業	水産基盤整備交付金事業実施要領に規定する事業の実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 沿海市町 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く）	定額	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金の額の増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港 漁場 整備 課	6 漁港機能 増進事業	漁港機能増進事業実施要領 (平成29年3月31日28水港 第3288号農林水産事務次官依 命通知)第2に規定する事業の 実施に要する経費	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31日 まで	市町	漁港施設	100分の50以内 (国庫補助100分 の50を含む)	100分の80以内 (国庫補助100分 の80を含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲 げるもののいずれかに該当するもの イ 費目(本工事にあっては、工種) の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目(本工事にあっては 工種)ごとの経費の額の増加を伴う ものでその増加額が当該経費の額 の100分の30に相当する金額(当 該経費の額の100分の30に相当す る金額が400万円以下の場合にあ つては、400万円)又は2,000万円の いずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもの のいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更する もの ハ 標準構造を変更するもので、かつ 基本設計条件又は基本型式の変更 に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、 その変更により工種ごとに当該工 事に要する経費の額が増加し、又は 当該工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業 内容の変更により、事業費又は補助金 の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日
					係留施設		100分の60以内 (国庫補助100分 の60を含む)				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の 日から20日 を経過した 日又は3月 31日のいづ れか早い日
					輸送施設 又は公共 施設用地		100分の55以内 (国庫補助100分 の55を含む)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象事業	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	7 水産基盤整備調査事業	水産基盤整備調査事業補助金 交付要綱(平成13年4月13日 12 水港第4494号農林水産事務 次官依命通知)第2に規定する 事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業 完了の日又は3月31日 まで	市町	水産基盤整備調査事業	100分の50以内 (国庫補助100分 の50を含む)	同 左	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲 げるもののいずれかに該当するもの イ 費目(自然条件調査費、社会条件調 査費、経済条件調査費、環境影響評 価調査費、計画設調査費等)の新設 又は廃止によるもの ロ 費目ごとに経費の額の増加を伴う もので、その増加額が当該経費の額 の100分の20を超えるもの (2)事業の経費の配分の変更及び事業 内容の変更により、事業費又は補助金 の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日 [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日 [実績報告] 事業完了の 日から20日 を経過した 日又は3月 31日のい ずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告			
					対象事業	本土	離島				報告時点	報告期限		
漁港 漁場 整備 課	8 漁港施設 機能強化事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第2-1-(2)に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内 (国庫補助100分の50を含む)	100分の80以内 (国庫補助100分の80を含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては、工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は、2,000万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告]	[中間報告]	
						保留施設		100分の60以内 (国庫補助100分の60を含む)					[実績報告]	[実績報告]
						輸送施設 又は公共 施設用地		100分の55以内 (国庫補助100分の55を含む)					事業完了時	事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告			
					対象事業	本土	離島				報告時点	報告期限		
漁港 漁場 整備 課	9 港整備交付金事業	地方創生港整備推進交付金交付要綱（令和3年4月1日付け2水港第2703号農林水産事務次官、国港総第730号国土交通事務次官依命通知）第2-1に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内 （国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内 （国庫補助100分の80を含む）	(1)補助事業等の内容の変更で、次に掲げるいずれかに該当しないもの イ 事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更 ロ 交付金の他の施設の整備への充 当があったことに伴う事業内容の変更	無	否	[中間報告] 6月30日	[中間報告] 7月20日	
						係留施設		100分の60以内 （国庫補助100分の60を含む）						
						輸送施設 又は公共 施設用地		100分の55以内 （国庫補助100分の55を含む）						
											[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日 を経過した日又は3月 31日のいずれか早い日		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
漁港 漁場 整備 課	10 海業取組促進 事業	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱 (令和7年3月31日付6水港第2287号)第4 の11の(2)に規定する経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業協同組合等が組織する団 体(漁業協同組合、市町村等 が合同で構成する法人でない 団体であって団体の定めが あり、かつ組織及び運営につ いて規約を有しているもの)	定額	事業費の30%を超え る増減又は国庫補助金 の増	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日